

# 新型コロナウイルス関連の医療機関経営情報 使える国・自治体の制度をご紹介します！

2020年5月25日現在

## 行政からの給付金・助成金は

### 持続化給付金（国制度）

補正予算により創設される「持続化給付金」は、売上が前年同月比で50%以上減少した法人上限200万円、個人事業者上限100万円が給付されます。原則、電子申請です。

2019年に新規開業した先生は特例の算定式の適用を選択することができます。

2020年1月から3月までの新規開業の先生にも特例の算定式の適用措置を検討中。

詳しくは、

持続化給付金事業 コールセンター

直通番号:0120-115-570 IP電話専用回線:03-6831-0613

受付時間:8時30分～19時00分（5月・6月(毎日)、7月から12月(土曜日を除く)）

持続化給付金申請方法については、ホームページ「持続化給付金」で検索してください。

### 「特別家賃支援給付金」（仮称） 6月に成立予定の第2次補正予算で 検討中

全ての業種を対象として、融資と助成を組み合わせ、家賃支払いで苦しむテナント(借り手)に、政府系金融機関や民間金融機関などから無利子・無担保で融資する。そのうえで、半年間の家賃の3分の2に相当する額を国が「特別家賃支援給付金」(仮称)として、事後に給付する。

〈1〉1か月の売り上げが前年同月比で50%以上減

〈2〉3か月の売り上げが30%以上減 となった事業者が対象となる。

1か月あたりの助成額は、

中小・小規模事業者が50万円、個人事業主は25万円を上限としている

### 雇用調整助成金（国制度）

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員に対して一時的に休業等により雇用維持を図った場合に事業主に助成します。

ハローワークで雇用調整助成金の相談・申請を受け付けています。

### 検討中の特例措置策について

「失業手当」新型コロナウイルス感染症の影響で休業を余儀なくされている人を対象に、失業した場合と同じ手当を支給する特例措置。

失業手当については、従業員がハローワークで申請し、国が直接、従業員に支払う。

〈お問い合わせ先〉 地域のハローワークへお問い合わせください。

※国が実施する助成金とあわせて各自治体独自に助成するところもあり。例えば、京丹後市、南丹市など。医療機関所在地の市町村にお問い合わせください。

## 小学校休業等対応助成金（国制度）

令和2年2月27日から6月30日までの間に、小学校の臨時休業等で子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。また申請書はホームページから印刷し  
〒105-0014 東京都港区芝 2-28-8 芝二丁目ビル4階

学校等休業助成金・支援金受付センター まで郵送（配達記録が残るもの）してください。  
お問い合わせは フリーダイヤル 0120-60-3999 まで

## 納税猶予・納付期限の延長

基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで1年間納付を猶予。  
詳細は「国税庁」で検索、徴収猶予等についての具体的な相談は市区町村にお願いします。

## 医療関係に対する優遇融資 5%以上の売上高等減少で

### 民間金融機関における実質無利子・無担保融資

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関も実質無利子・無担保・据置最大5年の融資を拡大。あわせて、信用保証の保証料を半額またはゼロに。

その他に、

○5%以上の売上高等減少については「セーフティネット保証5号」

京都府・京都市「新型コロナウイルス対応緊急資金（普通保証・保証5号）」では、信用保証料負担・有利子で融資額により有担保。

○15%以上の売上高等減少については「危機関連保証」

京都府・京都市「あんしん借換資金（危機関連保証）」では、信用保証料負担・有利子で融資額により有担保。

○20%以上の売上高等減少については「セーフティネット保証4号」

これらの実際の融資の相談・申し込みは、お取引のある、または京都府制度融資取扱の金融機関にご相談ください。

### 独立行政法人福祉医療機構

新型コロナウイルス感染症によって事業停止などになった医療・福祉関係施設に対し、優遇融資を実施しています。

詳しい条件や融資のご相談は、

1.医療貸付事業 大阪支店 医療審査課融資相談係 06-6252-0219

2.福祉貸付事業 大阪支店 福祉審査課融資相談係 06-6252-0216

独立行政法人福祉医療機構ホームページをご覧ください。

これらの制度については、変更される可能性がありますのでそれぞれのホームページなどで確認をお願いします。

### 新型コロナウイルス対策マル経融資① 日本政策金融公庫 0120-154-505

商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度。有利子。

### 危機対応融資② 商工組合中央金庫 0120-542-711

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

上記①②については、「特別利子補給制度=実質無利子(日本政策金融公庫)」により、借入後当初3年間利子補給を実施。公庫等の既往債務の借り換えも実質無利子化の対象。

お問い合わせは、日本政策金融公庫 中小企業金融相談窓口 0570-783183

## 京都府保険医協会制度融資(運転資金)

保険医協会では、事業用運転資金を低利で斡旋しています。新型コロナウイルス感染症によるこの緊急事態に協会の手数料を無料化していますので、ぜひご検討ください。

運転資金 1年(短期)・3年(中期)・5年(長期) 2020年11月委員会申し込み分まで。

詳しくは保険医協会までご連絡ください。 075-212-8877

## 新型コロナウイルス感染症に関する雇用管理

**【労働基準法第 26 条】** 使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。

つまり、原理原則として、事業主の都合による休業をした場合は従業員へ休業手当(平均賃金60%以上)の支払い義務が発生し、事業主の都合によらない休業であれば、休業手当の支払いは不要になります。(平均賃金の計算方法は、月刊保団連「医院経営と雇用管理 2019」P64 参照)

新型コロナウイルス感染症に関して相談の多い事項を以下にまとめました。休業手当の支払い要不要の事例は、原理原則の考え方です。実際は、個別の事情を総合して判断されます。また、今後、国から新たな基準が示される可能性がありますのでご注意下さい。

### 休業手当を支払う必要がある場合

#### ●従業員に風邪症状が出た場合

例: 労務可能であるが事業主の自主判断で休ませる場合

#### ●医院を休診する場合

例: 感染予防のための休診

#### ●医院の診療時間を短縮する場合

例: 患者数減のために診療時間を短縮する場合

## 休業手当の支払いが不要の場合

### ●従業員に風邪症状が出た場合

例：明らかに労務不能の場合、従業員が自主的に休んだ場合

→通常の病欠での対応(年次有給休暇の取得等)

※ただし、感染疑いがある、また発熱があることのみで労務不能にあたるかの基準は明確でない。

### ●従業員が感染し休ませる場合

※要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給されますので、確認下さい。

協会けんぽ：被保険者は傷病手当金あり ※被扶養者はない

市町村国保：厚労省は3月24日、各自治体に新型コロナウイルスに感染した被用者に傷病手当金を適用するよう通知を出しました。被用者として給料をもらっている人で、新型コロナウイルスに感染・感染疑いがある場合が対象になります。

※京都市、長岡京市、向日市、京丹波町は5月11日現在適用されています。それ以外の自治体については、各市町村・国民健康保険組合にお問い合わせ下さい。

京都府医師国保：組合員は傷病手当金あり ※准組合員は療養手当金

### ●医院を休診する場合

例：保健所から休診の指示が出た場合

## 労災の適用について

厚生労働省の「新型コロナウイルスに関する Q&A(労働者の方向け)」で、下記が示されました。(5月8日時点版)

問2 医師、看護師などの医療従事者や介護従事者が、新型コロナウイルスに感染した場合の取扱いはどのようになりますか。

答) 患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。

※その他参考：厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A(企業の方向け)」



<相談先> 京都府保険医協会 経営部会

TEL 075-212-8877 FAX:075-212-0707 e-mail info@hokeni.jp